# 「宇土市長浜福祉館」指定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市長浜福祉館条例」第12条第1項の規定に基づき、「宇土市長浜福祉館」の指定管理者の選定を行った結果、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理候補者を選定したことから、次のとおり選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の 議決を経た後に、指定を行うこととなります。

## 1. 施設の名称

宇土市長浜福祉館

#### 2. 指定管理候補者

(指定管理候補者名) 宇土市長浜地区振興会

(代表者氏名) 会長 園田 正弘

(住所) 字十市長浜町411番地2

#### 3. 指定期間

令和6年4月1日~令和11年3月31日(予定)

## 4. 宇土市指定管理者選定委員会

開催日:(第1回)令和5年10月12日

委員:谷﨑淳一(副市長(委員長))

古川 隆雄(学識経験者(委員))

西村 春美(施設利用者(委員)

黒田 須美子 (施設利用者 (委員))

岡田 郁子 (健康福祉部長 (委員))

光井 正吾(企画財政部長(委員))

※字土市指定管理者選定委員会採点集計表(別紙参照)

#### 5. 選定に至った経緯、理由

審査基準表による採点は、委員1人当たりの持ち点が100点で、委員全員(6人)で600点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち360点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果は、490点(委員一人平均81.6点)であった。また、前回より引き続いての事業計画ということもあり、地域との連携やまちづくりの拠点としての活性化などが選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、宇土市長浜地区振興会を指定管理候補者として選定することとした。

# 宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

施設名:宇土市長浜福祉館

No.	選定項目	審査項目	配点	配点合計	評価点数
1	住民の平等な利用を確保できるものか	住民の平等な利用	10	60	53
		利用者の増加			
2	事業計画書の内容が、当該 公の施設の効用を最大限に 発揮させるものであるか	サービスの向上	50	300	239
		施設の維持管理			
3	事業計画書の内容が、管理 の業務に係る経費の縮減が 図られるものであるか	経理的基盤	15	90	74
4	事業計画書に沿った管理を 安定して行うために必要な 人員及び財政的基礎を有し ているか	実施体制	15	90	68
5	その他、当該公の施設の設 置目的を達成するために必 要と認める事項	まちづくりの拠点として の活性化	10	60	56
合計点			100	600	490

注)配点合計と評価点数は、いずれも6人の委員によるものです。